別紙１

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

１、在宅利用の対象者

新型コロナウイルスの影響等により、事業所への通所利用が困難となった者。

２、在宅利用の届出について

在宅利用を実施する事業所は、別紙２「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。

本通知発出日以降、別紙２での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

※利用者の、区役所への改めての支給申請等は不要です。（通常の受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能）

３、サービス提供について

サービス提供に係る要件については、平成 19 年４月２日障障発第 0402001 号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成 30 年４月１日障障発０４１０第１号一部改正）により定められているところですが、本取扱いについては次のとおり緩和します。

① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

② 在宅利用者の支援にあたり、１日１回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、１日１回を超えた対応も行うこと。

③ 緊急時の対応ができること。

④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により評価等を一週間につき１回は行うこと。

⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち１日は職員による訪問、利用者による通所、電話等により訓練目標に対する達成度の評価等を行

うこと。
⑦ ⑤を実施した際に、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥の実施に置き換えて差し支えない。

４、障害福祉サービス費の請求について
　請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。
　また、在宅支援を行った月の翌月 10 日までに、別紙３「新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅サービス提供中の支援体制に関する報告書」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。
※利用者確認欄の記入および押印が提出期限に間に合わない場合は、記入・押印後の提出で差し支えありません。

５、その他
（１）本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
（２）本取扱いの対象者は、さいたま市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
（３）今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご留意ください。

６、届出先住所
　郵便番号　330-9588
　住　　所　さいたま市浦和区常盤６－４－４
　宛　　名　さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課